

規制改革ホットライン処理方針  
(令和2年2月20日から令和2年3月19日までの回答)

## 成長戦略ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
スマートメーターデータを活用した空家情報の提供	検討に着手	◎	1
旅客運送業の運行管理のIT化	検討を予定	△	2

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

成長戦略WG関連

番号:1

受付日	元年6月4日	所管省庁への検討要請日	2年2月7日	回答取りまとめ日	2年8月25日
-----	--------	-------------	--------	----------	---------

提案事項	スマートメーターデータを活用した空家情報の提供
具体的内容	スマートメーターによる電力使用が1年以上ゼロである場合には、空家または長期不在と推定し、当該情報を市町村の求めに応じ提供する。また、スマートメーターの公的なデータ利活用促進のきっかけの1つとする。
提案理由	電力、ガス、水道のうち、特に電力使用の有無が在・不在を推定する最も有力な情報となる。そこで、市町村からの求めがあれば電力使用が1年以上ゼロ、または、料金不払いが続く場合には、当該契約者の住所を市町村に提供する。提供頻度は1年に1回とする。情報を入手した市町村は空家対策計画立案の基礎データとする。身寄りのない独居者の安否確認にも役立つ。有人の目視・巡回調査を実施するのに比べ、著しく効率的、かつ、合理的である。自治体としては効果的な空家対策の実施はSDGsのゴール11(住み続けられるまちづくり)に貢献・寄与するものである。また、具体的にSDGsのターゲット11.1の日本ローカルインデックスとして「空家率」を定義し、各自治体ごとに目標上限を都市計画に明記する。
提案主体	街づくりエネルギーマネジメント推進協議会

	所管省庁	個人情報保護委員会、経済産業省
制度の現状	電力会社(一般送配電事業者)が保有するスマートメーターから得られる需要家の電力使用情報について、電気事業の目的以外で活用することは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第23条第1項第1号において禁止されております。	
該当法令等	電気事業法第23条第1項第1号	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	電力会社(一般送配電事業者)が保有するスマートメーターから得られる需要家の電力使用情報について、社会的課題解決等のために活用することを可能とするよう、改正法案を今通常国会に提出したところ。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

成長戦略WG関連

番号:2

受付日	元年12月10日	所管省庁への検討要請日	2年12月24日	回答取りまとめ日	2年8月25日
-----	----------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	旅客運送業の運行管理のIT化
具体的内容	バスやタクシー等の旅客運送業において、50台以内程度の中小事業者の共同運営化による合理化を行う際の障害となっている、対面での点呼をIT化できるよう規制緩和を行う。それによって、中小事業者が廃業することなく営業を継続できるようになり、地域の交通が維持できる。
提案理由	<p>旅客運送業、特にタクシー事業では、運転手の高齢化が顕著であり、いわゆる労務倒産により廃業を余儀なくされるケースが後を絶たない。その結果、タクシーの空白地域が増えつつある。</p> <p>タクシー事業を継続するためには、配車や運行管理の合理化が必要であり、配車業務の統合はすでに進められている。中小のタクシー会社が合同で運営できるようになれば、相当な合理化ができると思われるが、各営業所における運行管理者の配置要件がある限り、合同での運営と言ってもコストの削減には程遠いのが現状である。中小のタクシー事業者にとっては、24時間365日配置が必要な運行管理者の人件費が大きな重みになっている。</p> <p>北京のDiDiを見学した際に、車内カメラの映像からAIにより運転手の状況をリアルタイムで監視しているという先進的な事例を学んだ。出通勤のみをチェックする点呼よりも、常時監視できる方が旅客の安全上はるかに優れていると思う。日本でも、運転手の運行管理をITしていくことで、今以上に安全に運行でき、かつ合理化できる方策を考えていくべきではないかと思ひ、本提案を行う。</p> <p>本提案が実現した場合には、タクシー事業者の統廃合が加速度的に進み、合理化による運転手給与の増加、タクシー運賃の低下、さらにはタクシー事業の維持が可能になる。</p>
提案主体	有限会社三ヶ森タクシー

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	<p>旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面により点呼を行い、酒気帯びの有無等について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなくてはならないこととしています。</p> <p>また、旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る運行状況等について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならないこととしています。</p> <p>ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所においては、当該営業所と当該営業所の車庫間、又は当該営業所の車庫と当該営業所の他の車庫との間で、モニター等のIT機器を用いた点呼を行うことができることとしています。</p>	
該当法令等	<p>旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項                  旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について第24条(1)3～⑤</p>	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>事業用自動車の輸送の安全確保のため、点呼では、運転者の酒気帯びの有無や疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無等について確認し、当該運転者が安全な運転をすることができないおそれがあると判断した場合には当該運転者を乗務させてはならないこととしております。</p> <p>そのため、運行管理者が運転者の変化を見逃さないよう、当該運転者が所属する営業所において、当該営業所で選任されている運行管理者が、原則、対面で行わなければならないこととしておられるところ、旅客自動車運送事業におけるモニター等のIT機器を用いた点呼(IT点呼)については、輸送の安全確保に関する取組が優良であると認められた営業所が当該営業所の車庫間等で実施する場合に限り認めているところです。</p> <p>仮に営業所が他の営業所の点呼をIT点呼により行うこととした場合、事故が発生した場合の責任の所在が曖昧になる結果、輸送の安全が阻害されるおそれがあること等の問題があると認識しております。</p> <p>一方で、運行管理業務の合理化等のため、ICT技術を活用することにより、輸送の安全確保と業務の効率化の両立を図ることは重要であり、これらの技術動向には注視しているところ、技術の開発状況等を踏まえつつ、必要に応じて検討を行ってまいりたいと考えております。</p>	

区分(案)	△
-------	---